

広島県企業局告示第二号

広島県と三原市との間における上水道管理事務の事務委託を廃止する規約を次のように定めた。

平成二十七年十一月三十日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

広島県と三原市との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約を廃止する規約

広島県と三原市との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約（平成十七年三月二十二日施行）は、廃止する。

附 則

この規約は、平成二十八年四月一日から施行する。